

令和6年度第1回江東区コンプライアンス推進委員会 次第

令和6年7月24日（水）
災害対策本部室

議 題

- 1 全庁的なコンプライアンス推進体制の構築について
- 2 「(仮称) 江東区コンプライアンス基本方針」の策定について
- 3 今後のスケジュールについて

配布資料

- (資料1) 全庁的なコンプライアンス推進体制の構築について
- (資料2) 江東区コンプライアンス推進委員会設置要綱
- (資料3) 「(仮称) 江東区コンプライアンス基本方針」の策定について
- (資料4) 令和6年度コンプライアンス推進委員会等のスケジュール (案)
- (別紙1) 令和6年度江東区コンプライアンス推進委員会 委員名簿
- (別紙2) コンプライアンス推進体制のイメージ
- (別紙3) コンプライアンス推進に係る関係課と役割 (事務分掌)
- (別紙4) 令和7年度以降の取組スケジュール (案)

全庁的なコンプライアンス推進体制の構築について

1 現状・背景

- 令和4年7月に区議会議員があっせん収賄容疑により逮捕された事件において、幹部職員による区議会議員への情報漏洩が発覚した（同年8月に「江東区契約にかかる不正行為等防止検討委員会」を設置し再発防止策を検討）。
- また、一般職員の事務処理においても、ここ数年、補助金の申請漏れや住民税賦課事務における不適切処理といった不祥事が発生している。
- 他方、SNSの普及等による不適切な情報拡散リスクや社会問題化しているハラスメント等、変化する社会情勢に応じた対応が求められてきており、コンプライアンス推進の重要性は一層高まってきている。
- こうした状況を踏まえ、区民の信頼に応える「クリーンで公正な区政」を実現するため、これまで以上に全庁一丸となってコンプライアンスの推進に取り組んでいく必要がある。

2 コンプライアンスの推進体制（案）

- 本区におけるコンプライアンスを全庁的に推進するため、新たに「江東区コンプライアンス推進委員会設置要綱」を制定し、コンプライアンス推進委員会（以下、委員会）のほか、必要な体制を以下のとおり構築する（資料2、別紙1～3を参照）。

(1) コンプライアンス推進委員会

構成：総務部担任の副区長（委員長）、総務部担任でない副区長（副委員長）、教育長（副委員長）、関係部長（委員）

役割：基本的な方針の策定及び各種取組の推進等

(2) コンプライアンス推進幹事会（臨時）

構成：委員会の委員長が指名する者

役割：特別な事項の検討

(3) コンプライアンス推進作業部会

構成：コンプライアンス推進担当課長（部会長）、関係課長（部会員）

役割：委員会における検討に必要な事項の調査及び検討

(4) コンプライアンス推進アドバイザー

構成：弁護士等の外部有識者1名

役割：委員会に対する専門的立場からの助言等

※いずれも制度所管の取組等を俯瞰的に捉え、全庁横断的な総合調整を図る役割を担う（制度所管それぞれにおける役割（事務分掌）は従前と変更なし）。

江東区コンプライアンス推進委員会設置要綱

令和6年7月17日

6 江総総第1000号

(設置)

第1条 江東区におけるコンプライアンスを全庁的に推進するため、江東区コンプライアンス推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) コンプライアンスの推進に係る基本的な方針に関すること。
- (2) コンプライアンスの推進に係る取組に関すること。
- (3) 一定の公職にある者等からの不正な働きかけ等に関する取扱規程（令和5年5月1日5江総総第480号）の運用に関すること。
- (4) 利害関係者との接触に関する指針（令和5年5月1日5江総総第481号）の運用に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は、総務部を担任する副区長をもって充てる。
- 3 副委員長は、総務部を担任する副区長以外の副区長及び教育長をもって充てる。
- 4 委員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。

(運営)

第4条 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、又は他の方法で意見を聴くことができる。
- 4 委員長は、特別の事項を検討させるため必要があるときは、委員会に幹事会を置くことができ、幹事会の構成員は、委員のうちから委員長が指名する。

(部会)

第5条 委員長は、委員会における検討に必要な事項について調査及び検討す

るため、部会を置く。

2 部会長は、総務部コンプライアンス推進担当課長をもって充てる。

3 部会の構成員は、別表第2に掲げる者をもって充てる。

4 部会長は、必要に応じて部会を招集し、会務を総理する。

(庶務)

第6条 委員会、幹事会及び部会の庶務は、総務部総務課コンプライアンス推進担当において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

別表第1 (第3条関係)

政策経営部長、総務部長、地域振興部長、区民部長、福祉部長、障害福祉部長、生活支援部長、健康部長、健康部次長、こども未来部長、環境清掃部長、都市整備部長、土木部長、会計管理室長、教育委員会事務局次長、選挙管理委員会事務局長、監査事務局長、区議会事務局長

別表第2 (第5条関係)

行政管理担当課長、広報広聴課長、情報システム課長、総務課長、職員課長、経理課長、危機管理課長、会計管理室次長、庶務課長

「(仮称) 江東区コンプライアンス基本方針」の策定について

1 経緯

- 本区では、これまでも所管課が定める各種の規程やマニュアル等に基づき、法令等を遵守した適正な事務執行に取り組んできたところであるが、現在、それらを包括するコンプライアンスの定義やその推進に向けた全庁的な方針等がない状況である。
- コンプライアンスの一層の推進に向けては、これまでの個別の対応にとどまらず、全庁的な推進体制のもと、全職員がコンプライアンスへの共通認識を持って取り組んでいく必要がある。
- そのため、全職員が実践すべき行動規範等を定めた「(仮称) 江東区コンプライアンス基本方針」(以下、基本方針)を策定する。

2 基本方針の全体構成(案)

- 基本方針は、以下の考え方で策定する。
 - (1) 区民の期待に応え、区民から信頼される区政の実現に向け、職員の判断・行動の基底となるコンプライアンスの考え方を示すものとする。
 - (2) 職員としての行動規範、コンプライアンス推進に係る体制や制度等を確認するための方針として定める。
 - (3) 職員への伝わりやすさを重視し、要点が整理されたわかりやすい内容とする(具体的な構成と内容は以下のとおり)。

NO.	標 題 (見出し)	内 容
1	コンプライアンス宣言	区長や職員の決意・姿勢を対外的に示す趣旨で記載。
2	背景 (趣旨、はじめに)	基本方針策定の経緯や趣旨などを記載。
3	コンプライアンスの定義	「法令遵守」にとどまらず「区民の要請に応える姿勢」まで含む旨を記載。
4	推進目標	コンプライアンス推進により達成される区のあり方や目指すべき職員像を目標として記載。
5	推進体制	全庁的な推進体制や関係課の役割を記載。
6	行動指針	職員が遵守すべき行動指針(行動基準)を4つほどに整理して記載。
7	関連制度	ハラスメント相談、議員・利害関係者との関わり方、公益通報など、関連する制度や窓口を記載。

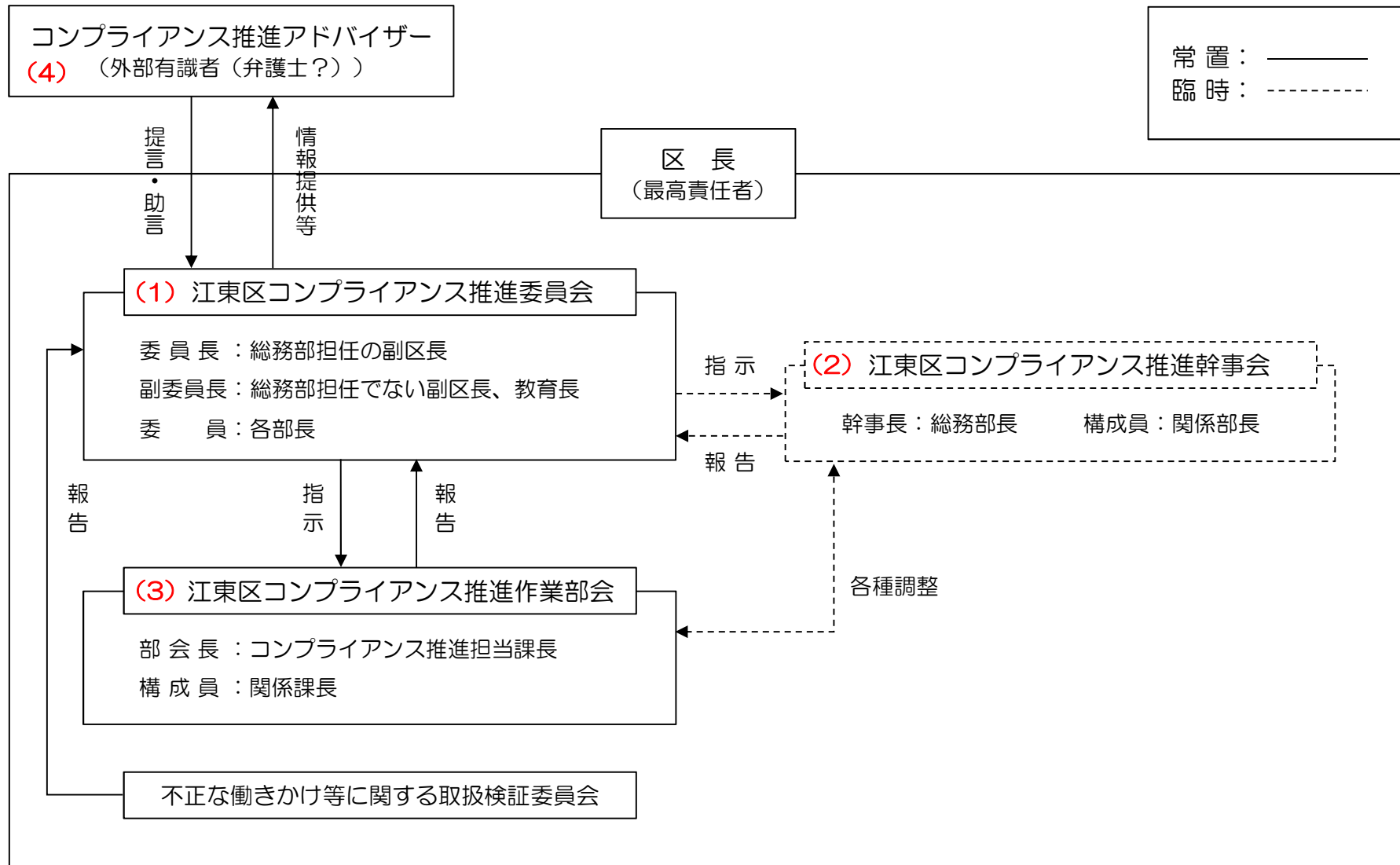
令和6年度 コンプライアンス推進委員会等のスケジュール（案）

日 程		実 施 内 容
7月	上	
	中	(委員会設置要綱の制定)
	下	★ 第1回委員会 (7/24 庁議終了後) ・ 委員会設置・基本方針策定の経緯等の報告、スケジュール等の共有
8月	上	● 第1回作業部会 (8/1) ・ 基本方針及びR7取組 (方向性) の検討 (不正な働きかけ等に関する取扱検証委員会) ・ 前年度の運用状況の報告
	中	
	下	★ 第2回委員会 (8/26 庁議終了後) ・ 3定企画総務委員会資料の確認及び不正な働きかけ等に関する運用状況の報告
9月		
10月	上	(3定 企画総務委員会) (10/4) ・ コンプライアンス推進の検討状況及び不正な働きかけ等に関する運用状況の報告
	中	
	下	● 第2回作業部会 ・ 基本方針及びR7取組 (具体策) の検討
11月	上	
	中	● 第3回作業部会 ・ 基本方針 (原案) 及びR7取組 (具体策) の確認
	下	★ 第3回委員会 ・ 基本方針 (原案) 及びR7取組 (具体策) の確認
12月	上	
	中	
	下	● 第4回作業部会 ・ 基本方針 (案) の決定
1月	上	
	中	
	下	★ 第4回委員会 ・ 基本方針策定及びR7取組の報告
2月	上	
	中	(庶務担当課長会) ・ 基本方針の全庁周知
	下	(1定 企画総務委員会) ・ 基本方針策定及びR7取組の報告
3月	上	
	中	
	下	● 第5回作業部会 ・ R7取組の確認・周知

★委 員 会:コンプライアンス推進委員会
 ●作業部会:コンプライアンス推進作業部会

令和6年度江東区コンプライアンス推進委員会 委員名簿

	役 職	氏 名	所 属
1	委 員 長	綾部 吉行	副区長
2	副委員長	油井 教子	副区長
3	副委員長	本多 健一朗	教育長
4	委 員	炭谷 元章	政策経営部長
5	委 員	杉村 勝利	総務部長
6	委 員	市川 聡	地域振興部長
7	委 員	老川 和宏	区民部長
8	委 員	岩井 健	福祉部長
9	委 員	干泥 功夫	障害福祉部長
10	委 員	大江 英樹	生活支援部長
11	委 員	北村 淳子	健康部長
12	委 員	伊藤 裕之	健康部次長
13	委 員	堀田 誠	こども未来部長
14	委 員	池田 良計	環境清掃部長
15	委 員	立花 信行	都市整備部長
16	委 員	石井 康弘	土木部長
17	委 員	長尾 潔	会計管理室長
18	委 員	青柳 幸恵	教育委員会事務局次長
19	委 員	笠間 衛	選挙管理委員会事務局長
20	委 員	加川 彰	監査事務局長
21	委 員	岩瀬 亮太	区議会事務局長

コンプライアンス推進体制のイメージ

コンプライアンス推進に係る関係課と役割（事務分掌）

No.	関係課名	役割（事務分掌）
1	行政管理担当	業務改善
2	広報広聴課	情報公開、個人情報保護、外部公益通報
3	情報システム課	情報セキュリティ
4	総務課	公文書管理
5	コンプライアンス推進担当	コンプライアンス推進に係る総合調整・啓発、外部監査、（公益通報）
6	職員課	服務・公務員倫理、ハラスメント対策、接遇、研修、労働安全衛生、内部公益通報
7	経理課	入札・契約事務、公有財産管理
8	危機管理課	不当要求対応
9	会計管理室	公金の執行・管理
10	庶務課	教育現場との連携・調整

